

2023年8月10日

お客さまへ

株式会社山陰合同銀行

パートナーカードローン契約規定および ごうぎんナイスカード契約書(当座貸越約定書)改定のお知らせ

いつも山陰合同銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2023年9月11日より、パートナーカードローン/ごうぎんナイスカードの契約規定を「自動完済方式」に対応する取扱いに改定いたします。

つきましては、『パートナーカードローン契約規定』および『ごうぎんナイスカード契約書(当座貸越約定書)』が2023年9月11日以降、下記のとおりになりますのでご承知おきください。

なお、今回の変更についてお客さまのお手続きはいっさい不要です。また、変更によるお客様の新たなご負担はなく、不利益もございません。

記

1. パートナーカードローン契約規定改定内容

| 旧 | 新 | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|--------------|----------|-------------|--------|--------------|---------|---------------|---------|----------------|---------|----------------|---------|
| 新設 | <p>第24条 (自動完済方式)</p> <p>1. 第3条に基づく銀行からの契約を延長しない旨の意思表示がなされた場合、または保証会社が私に対する新たな当座貸越の中止を銀行に通知した場合等で、契約期限に当座貸越残高元利金が残っている場合、以降の毎月の返済について、第6条の定めにかかわらず、契約期限日の当座貸越座高に応じて当座貸越残高が完済となるまで、次のとおり返済を行うものとしします。</p> <table border="1"><thead><tr><th>契約期限日の当座貸越残高</th><th>毎月の約定返済額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1円以上 30万円以下</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>30万円超 50万円以下</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>50万円超 100万円以下</td><td>20,000円</td></tr><tr><td>100万円超 200万円以下</td><td>30,000円</td></tr><tr><td>200万円超 300万円以下</td><td>40,000円</td></tr></tbody></table> | 契約期限日の当座貸越残高 | 毎月の約定返済額 | 1円以上 30万円以下 | 5,000円 | 30万円超 50万円以下 | 10,000円 | 50万円超 100万円以下 | 20,000円 | 100万円超 200万円以下 | 30,000円 | 200万円超 300万円以下 | 40,000円 |
| 契約期限日の当座貸越残高 | 毎月の約定返済額 | | | | | | | | | | | | |
| 1円以上 30万円以下 | 5,000円 | | | | | | | | | | | | |
| 30万円超 50万円以下 | 10,000円 | | | | | | | | | | | | |
| 50万円超 100万円以下 | 20,000円 | | | | | | | | | | | | |
| 100万円超 200万円以下 | 30,000円 | | | | | | | | | | | | |
| 200万円超 300万円以下 | 40,000円 | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|--|--|----------|
| | 300万円超 400万円以下 | 50,000円 |
| | 400万円超 500万円以下 | 60,000円 |
| | 500万円超 600万円以下 | 70,000円 |
| | 600万円超 700万円以下 | 80,000円 |
| | 700万円超 800万円以下 | 90,000円 |
| | 800万円超 900万円以下 | 100,000円 |
| | 900万円超 1,000万円以下 | 110,000円 |
| | <p>2. 本条に定める返済を行う場合は、第4条の定めにかかわらず、当座貸越残高が完済となるまでこの取引の期限を延長することとします。ただし、新たな貸越の利用はできないものとします。</p> <p>3. 前2項に定めるもののほかは、本契約の各事項の定めによるものとします。</p> <p>第25条（規定の変更等）</p> <p>1. 本規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。</p> <p>2. 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日までは、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。</p> | |

2. ごうぎんナイスカード契約書(当座貸越約定書)改定内容

| 旧 | 新 |
|----|--|
| 新設 | <p>第19条（自動完済方式）</p> <p>1 第4条に基づく貴行からの取引期限を延長しない旨の申し出がなされた場合等で、取引期限に当座貸越元利金が残っている場合、以降の毎月の返済について、第7条の定める一定金額を、当座貸越残高が完済となるまで毎月約定返済日に弁済します。</p> <p>2 本条に定める弁済を行う場合は、第4条の定めにかかわらず、当座貸越残高が完</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>済となるまで、この取引の期限を延長することとします。ただし、新たな貸越は受けません。</p> <p>3 前2項に定めるもののほかは、本契約の各事項の定めによるものとします。</p> <p>第20条（規定の変更等）</p> <p>1 本規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。</p> <p>2 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日までは、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。</p> |
|--|---|

以上